



2026 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 あい ホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役会長 佐々木 秀吉
(コード：3076 東証プライム市場)
問合せ先 経営管理部 広報室長 寺田 政明
(TEL 03-3249-6335)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を 2026 年 9 月 25 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

持続的な企業価値向上に向け、経営体制の若返りおよび次世代経営人財の育成を推進する観点から、株主総会および取締役会の議長について、将来の経営を担う役員が担当する機会を拡大するため、現行定款第 15 条第 1 項および第 2 項並びに取締役会の招集権者および議長を定める現行定款第 24 条第 1 項および第 2 項の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長が、代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役会長<u>または代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役会長および代表取締役社長が、いずれも欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長が、代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長<u>または代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役会長および代表取締役社長が、いずれも欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2026 年 9 月 25 日（予定）

定款変更の効力発生日 2026 年 9 月 25 日（予定）

以 上